

あわじみらい法律会計事務所 顧問契約料金のご案内

(顧問料金 (月額))

(基本)	一般的な小規模企業様	3万3000円 (税込)
(A)	年商1億円以上 又は従業員数10人以上の企業様	+1万1000円 (税込)
(B)	年商2億円以上 又は従業員数20人以上の企業様	+2万2000円 (税込)
(C)	知的財産法、IT法等の専門分野の対応が必要な企業様	+2万2000円 (税込)
(D)	相談事が多い、紛争が生じること多い、 契約書のリーガルチェックが多い、債 権回収業務が多い等の企業様	+2万2000円 ~+7万7000円 (税込)
(E)	社外役員等のへの就任	5万5000円 ~33万円 (税込)

例えば、一般的な小規模中小企業で、ITに関する顧問業務を中心とする場合、顧問料は月額5万5000円となります。

(顧問業務に含まれるもの)

- 1 日常のクライアント様からの法律相談（優先的に予定を割きます。）
- 2 簡易な内容の書面作成（A4用紙1枚程度のもの）
- 3 内容証明郵便の作成・送付（実費別途）及びこれに対する問い合わせ対応
- 4 簡易な交渉対応、簡易な調査業務（弁護士会照会等）
- 5 誹謗中傷記事の削除対応等

（年度中のご相談・ご対応のボリュームに応じて、翌年度の顧問料の増減をさせていただきます。通常は自動更新とさせていただきます。）

(従業員様（及びその家族の方）への無料法律相談サービス（EAP）)

クライアント企業様にお勤めの従業員様（及びその家族の方）からの法律相談について、ご相談及びLINE等によるアフターフォロー（業務対応時間30分程度まで）を無料とさせていただきます。

(顧問業務を締結するメリット)

- 1 いつでも必要なときに気軽に相談できる。
- 2 紛争を未然に防止し、トラブルを早期解決できる体制を構築できる。
- 3 取引先や社内でのトラブルに対して、迅速に対応し、裁判を回避できる。
- 4 会計（財務）、税務、組織体制等に関しても相談できる。
- 5 従業員様やその家族の方の福利厚生として、気軽に相談できる窓口を設けることができる。

(その他)

- 1 顧問先様には弁護士の携帯電話・LINE等でいつでも必要なときにご連絡いただけるようにさせていただきます。
- 2 顧問先様には、HPやパンフレット等に顧問弁護士としての表記を行っていただけます。
- 3 弁護士費用は全額経費として損金算入できます。
- 4 特別な調査が必要な案件を除き、原則として1営業日以内に回答します。

(ご連絡先)

兵庫県南あわじ市市福永563-22

あわじみらい法律会計事務所（代表弁護士・藤井貴之）

TEL 0799-53-6782 Mail info@lawmirai.jp